

朝霞市 指定給水装置工事事業者指定までの手順

* 申請から指定までの手順は次のとおりとなっています。

申請後、直ちに手続きをとらせていただいておりますが、指定までに決裁・郵送等に要する日数が必要です。 おおよそ2週間前後かかる場合がありますのでご了承ください。

① 申請書等を提出する	
提出書類	1) 指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1号) 裏面あり ※ 表面: <u>申請者欄下部余白に電話番号を記入</u> 。社判、代表者印押印
	2) 機械器具調書 (別表)
	3) 誓約書 (様式第2号)
	4) 添付書類 法人・・・ 定款及び履歴事項全部証明書 (最新のもの) 個人・・・ 住民票の写し (あるいは、外国人登録書の写し)
② 指定決定後、通知書等が送付される	
※ 申請書提出後、市長までの決裁をとります。時間がかかる(おおよそ2週間前後)場合がありますのでご了承ください。	
送付書類	1) 指定給水装置工事事業者証の交付について 2) 指定給水装置工事事業者証指定通知書
③ 指定期日に水道経営課窓口(水道庁舎3階)にて事業者証の交付を受ける。	
※ 指定手数料として 10,000円を納付し、工事事業者証受領台帳に記名・押印をしていただいておりますのでご了承ください。	
※ 通知書等の郵送による送達にかかる日数等を考慮し、通知書等の発送日から1週間後を指定期日としておりますのでご了承ください。	
持参するもの	1) ②の1)「指定給水装置工事事業者証の交付について」の通知 2) 印鑑 3) 指定給水装置工事事業者指定手数料 10,000円
④ 水道施設課窓口(水道庁舎2階)にて工事に必要な書類等についての説明を受ける。	
⑤ 指定期日から14日以内に、主任技術者の届出をする。 (事業者証の交付時に提出することも可能です。)	
提出書類	1) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3号) 社判、代表者印押印 2) 給水装置工事主任技術者免状・給水装置工事主任技術者証いずれかの写し